

亀山市告示第136号

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

平成30年11月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、骨髄移植手術その他の医療行為により、接種済みの予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という)に基づく定期の予防接種(以下「定期予防接種」という。)の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度、当該予防接種を受けた者に対し、予防接種に要する費用の一部を助成することにより、その者の身体の安全の確保を図るとともに、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、もって市民の健康推進に寄与することを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 この告示により交付する助成金は、亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金(以下「助成金」という。)という。

(交付の対象となる予防接種)

第3条 交付の対象となる予防接種(以下「対象予防接種」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病に係る予防接種であること。
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)に規定する予防接種であること。
- (3) 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の6の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあってはそ

れぞれ同表の下欄に定める年齢に達するまで、当該特定疾病に係る予防接種以外の予防接種にあっては20歳に達するまでの間に接種する予防接種であること。

(交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者の保護者とする。

- (1) 骨髄移植手術その他の医療行為により抗体を失い、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。
- (2) 対象予防接種を受けた日において市内に住所を有すること。
- (3) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則に定める当該定期予防接種の接種回数及び接種間隔の規定に違反していないこと。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象予防接種に要した費用とする。ただし、別表左欄に掲げる区分ごとに、同表右欄に定める額を上限とする。

(助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付請求書(様式第1号)に、次の各号に定めるものを添付して、対象予防接種を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと判断する医師意見書(様式第2号)
- (2) 亀山市特別の理由による任意予防接種費用領収書(様式第3号)又は対象予防接種を受けた医療機関が発行する領収書その他の当該予防接種に係る支払額が確認できる書類
- (3) 母子健康手帳の予防接種の記録の写しその他の予防接種の履歴が確認できる書類

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、当該請求者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段によりこの告示による助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、同日以後に接種した予防接種に係る費用の負担について適用する。

別表（第5条関係）

区 分		助成金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)
B型肝炎	乳児	8,240 円
	長期疾患: 幼児	6,836 円
	長期疾患: 児童・生徒	6,026 円
Hib感染症	乳幼児	10,540 円
	長期疾患: 児童(10歳未満)	8,326 円
小児用肺炎球菌	乳幼児	13,845 円
	長期疾患: 児童(6歳未満)	11,631 円
水痘	乳幼児	10,929 円
	長期疾患: 児童・生徒	8,715 円
BCG	乳児	9,579 円
	長期疾患: 幼児(4歳未満)	8,175 円
DPT-IPV 4種混合	乳幼児	13,089 円
	児童	10,875 円
	長期疾患: 児童・生徒(15歳未満)	10,875 円
不活化ポリオ	乳幼児	11,955 円
	児童	9,741 円
	長期疾患: 児童・生徒	9,741 円
DT2種混合	乳幼児	7,782 円
	児童	5,568 円
	長期疾患: 児童・生徒	5,568 円
MR	1期(乳幼児)	13,536 円
	2期(幼児)	12,132 円
	長期疾患: 児童・生徒	11,322 円
麻しん単抗原	1期(乳幼児)	9,093 円
	2期(幼児)	7,689 円
	長期疾患: 児童・生徒	6,879 円
風しん単抗原	1期(乳幼児)	9,104 円
	2期(幼児)	7,700 円
	長期疾患: 児童・生徒	6,890 円
日本脳炎	幼児	8,175 円
	児童・経過措置	7,365 円
	長期疾患: 児童・生徒	7,365 円
子宮頸がん予防	生徒	16,815 円
	長期疾患: 生徒	16,815 円

様式第1号（第6条関係）

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付請求書

年 月 日

亀山市長様

請求者（保護者）

〒

住所

フリガナ

氏名

印

電話番号

()

次のとおり、予防接種を接種しましたので、助成金を交付されたく、亀山市特別の理由による任意予防接種費用領収書等を添えて請求します。なお、この請求に関し、住所、接種状況等必要な調査を行うことを承諾します。

1 請求額 _____ 円

2 被接種者名等

被接種者名	生年月日	予防接種の種類	接種日	接種金額	接種医療機関名
	年 月 日		年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	

3 振込先

振 込 先	銀行 農協 信用金庫		支店 支所
	普通	当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

添付書類

- 1 接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと判断する医師意見書（様式第2号）
- 2 亀山市特別の理由による任意予防接種費用領収書（様式第3号）又は予防接種を受けた医療機関が発行する領収書その他の当該予防接種に係る支払額が確認できる書類（写しは不可）
- 3 母子健康手帳の予防接種の記録の写しその他の予防接種の履歴が確認できる書類

医 師 意 見 書

次の者については、骨髄移植手術その他の医療行為により接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと判断し、再接種を必要とします。

被 接 種 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
接種済みの定期 予防接種の効果が期待できない と判断する理由	疾病名	
	理由 <input type="checkbox"/> 骨髄移植手術 <input type="checkbox"/> 免疫抑制療法 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
再接種を必要とする 予防接種の種類及び接種回数		
主治医	住所	
	病（医）院名	
	医師名	Ⓜ

様式第3号(第6条関係)

亀山市特別の理由による任意予防接種費用領収書

年 月 日

(保護者)

様

下記のとおり、予防接種を実施し、その費用を領収したことを証明します。

記

被接種者氏名	
予防接種の種類	
接種年月日	年 月 日
接種金額	円
接種医療機関 住所 氏名	印